



# 金 沢 市 公 報

## 号外第 29 号の 2

平成22年(2010年) 11月30日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
平成22年12月に支給する期末手当の特例措置 に関する規則 (職 員 課)	1
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改 正する規則 ( " )	2
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改 正する規則の一部を改正する規則( " )	7
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則 ( " )	8
職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例附則第 7 条の規定による給料に関する規則 の一部を改正する規則 ( " )	10

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改 正する規則 ( " )	11
<b>訓令甲</b>	
金沢市文書取扱規程の一部改正について (文書法制課)	15
<b>公営企業管理規程</b>	
企業職員の給与に関する規程の一部を改正す る規程 (企業総務課)	15
企業職員の給与に関する規程の一部を改正す る規程の一部を改正する規程 ( " )	16

## 規 則

平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

金 沢 市 長 山 出 保

### ●金沢市規則第56号

平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第 2 項第 1 号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第 1 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成22年条例第48号。以下「改正条例」という。) 附則第 2 項第 1 号の規則で定めるものは、平成22年 4 月 1 日から同年12月 1 日 (同月に支給する期末手当について改正条例第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第 7 号) 第21条第 1 項後段又は第24条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。) までの期間の全期間が職員 (職員の給与に関する条例第26条及び附則第 5 項に規定する職員を除く。以下同じ。) として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 国家公務員

(2) 他の地方公共団体の公務員

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) 第10条第 2 項に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める日は、平成22年 4 月 2 日 (同日から基準日までの期間において新たに職員となった日 (当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。)) がある場合は当該日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち最も遅い日) から基準日までの期間における減額改定対象職員 (改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。) となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第 2 項第 1 号の月数の算定)

第 2 条 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間 (基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年 4 月 1 日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第 1 項各号に掲げる者となり、

引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は育児短時間勤務等期間（育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育休法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間（地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第24条若しくは職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第15条第3項の規定により給与を減額された期間又は地公法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (5) 職員の給与に関する条例第15条の規定により給与を減額された期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成22年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第3条 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成21年規則第74号）は、廃止する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第57号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額とする。

第19条の5第1号中「100分の140」を「100分の130」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の60」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 3 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例附則第9項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（条例第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第16条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（第16条の4に規定する市長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同条に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（条例附則第9項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額合計額（条例第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第16条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第16条の4に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））
- (2) 条例附則第9項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額）

本則に次の1条を加える。

（条例附則第9項の規定により減ずる額の日割計算）

第23条 給与期間の途中において、条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下この条において「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第2条第4項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第9項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

別表第3の2行政職給料表の表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、同表医療職給料表(2)の表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第21条の5関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200

17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	
39	2,900	3,800	5,300	6,400	
40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41	3,100	4,100	5,400	6,600	
42	3,100	4,100	5,400	6,600	
43	3,100	4,100	5,400	6,600	
44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45	3,200	4,300	5,600	6,800	
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	

	54	3,400	4,800	5,800	7,000
	55	3,400	4,800	5,800	7,000
	56	3,400	4,800	5,800	7,000
	57	3,500	4,900	6,000	7,100
	58	3,500	4,900	6,000	7,100
	59	3,500	4,900	6,000	7,100
	60	3,500	4,900	6,000	7,100
	61	3,600	5,100	6,100	7,200
	62	3,600	5,100	6,100	7,200
	63	3,600	5,100	6,100	7,200
	64	3,600	5,100	6,100	7,200
	65	3,700	5,300	6,300	7,300
	66	3,700	5,300	6,300	7,300
	67	3,700	5,300	6,300	7,300
	68	3,700	5,300	6,300	7,300
	69	3,800	5,400	6,400	7,400
	70	3,800	5,400	6,400	7,400
	71	3,800	5,400	6,400	7,400
	72	3,800	5,400	6,400	7,400
	73	3,900	5,500	6,500	7,500
	74	3,900	5,500	6,500	7,500
	75	3,900	5,500	6,500	7,500
再任	76	3,900	5,500	6,500	7,500
用職					
員以	77	4,000	5,600	6,700	7,500
外の	78	4,000	5,600	6,700	
職員	79	4,000	5,600	6,700	
	80	4,000	5,600	6,700	
	81	4,100	5,800	6,800	
	82	4,100	5,800	6,800	
	83	4,100	5,800	6,800	
	84	4,100	5,800	6,800	
	85	4,100	5,900	6,900	
	86	4,100	5,900	6,900	
	87	4,100	5,900	6,900	
	88	4,100	5,900	6,900	
	89	4,200	6,100	6,900	
	90	4,200	6,100	6,900	
	91	4,200	6,100	6,900	

92	4,200	6,100	6,900
93	4,300	6,200	7,000
94	4,300	6,200	7,000
95	4,300	6,200	7,000
96	4,300	6,200	7,000
97	4,400	6,300	7,200
98	4,400	6,300	7,200
99	4,400	6,300	7,200
100	4,400	6,300	7,200
101	4,400	6,400	7,200
102	4,400	6,400	7,200
103	4,400	6,400	7,200
104	4,400	6,400	7,200
105	4,500	6,500	7,200
106	4,500	6,500	7,200
107	4,500	6,500	7,200
108	4,500	6,500	7,200
109	4,500	6,600	7,300
110	4,500	6,600	
111	4,500	6,600	
112	4,500	6,600	
113	4,600	6,700	
114	4,600	6,700	
115	4,600	6,700	
116	4,600	6,700	
117	4,700	6,800	
118	4,700	6,800	
119	4,700	6,800	
120	4,700	6,800	
121	4,700	6,900	
122	4,700	6,900	
123	4,700	6,900	
124	4,700	6,900	
125	4,800	6,900	
126	4,800	6,900	
127	4,800	6,900	
128	4,800	6,900	

129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900				
139	4,900				
140	4,900				
141	5,000				
142	5,000				
143	5,000				
144	5,000				
145	5,100				
146	5,100				
147	5,100				
148	5,100				
149	5,100				
150	5,100				
151	5,100				
152	5,100				
153	5,100				
再任 用職 員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「昭和26年条例第7号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「のほか、当該」を「(条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、職員の給与に関する条例施行規則第2条の3第3項の規定による管理職手当)のほか、新規則第2条の3第2項の規定による」に、「(その)」を「(条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの)」に

改める。

附則第3項第1号中「同日にその者が受けていた管理職手当の額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第49号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にとっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額
- イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第49号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.59を乗じて得た額
- ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第2号中「同日にその者が受けていた管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にとっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.59を乗じて得た額
- ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第3号中「同日に当該旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にとっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「下位区分仮定額」という。）
- イ 平成21年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に100分の99.59を乗じて得た額
- ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第4号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にとっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）
- イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.59を乗じて得た額
- ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附則第3項第5号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にとっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）
- イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.59を乗じて得た額
- ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第59号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80
81	81
81	81
81	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

別表第7 医療職給料表<sup>(3)</sup>昇格時号給対応表中 を に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第60号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則（平成18年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 4 条第 1 項中「前条第 8 号」を「前条第 7 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 7 号」に改め、「その差額に相当する額」の次に「(職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「第 7 号」を「第 6 号」に、「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「第 7 号」を「第 6 号」に、「者」にあっては、」を「者」にあっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第 4 号ア中「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「)」に「を」、「基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額」に」に改め、同号イ中「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者を除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「あっては、」を「あっては」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者」にあっては当該合計額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同条第 2 項中「相当する額」の次に「(職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

第 5 条第 1 項中「額、」を「額とし、」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「(その)」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(1)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの」に、「額)」を「額とする。」に、「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 7 号」に改め、「差額に相当する額」の次に「(職員の給与に関する条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(端数計算)

第 6 条 平成18年改正条例附則第 7 条の規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第61号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「附則別表」を「附則別表第1」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 第7条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第48号）附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「次の表」とあるのは、「技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）附則別表第2」とする。

附則別表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2（附則第10項関係）

給料表	職務の級	号給
技能労務職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600

16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800

	53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
	57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
	61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
	65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
再任 用職 員以 外の 職員	67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
	69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
	70	204,200	253,800	284,500	315,600	
	71	204,700	254,400	285,300	316,100	
	72	205,300	255,000	286,100	316,600	
	73	205,900	255,300	287,000	316,900	
	74	206,600	255,700	287,800	317,400	
	75	207,300	256,200	288,600	317,900	
	76	208,100	256,700	289,400	318,400	
	77	208,500	257,300	290,200	318,700	
	78	209,200	257,800	290,800	319,100	
	79	209,900	258,300	291,400	319,500	
	80	210,600	258,800	292,000	319,900	
	81	211,300	259,200	292,500	320,400	
	82	212,000	259,500	293,100	320,800	
	83	212,700	259,800	293,700	321,200	
	84	213,400	260,100	294,300	321,600	
	85	214,100	260,500	294,800	322,000	
	86	214,800	260,900	295,400	322,400	
	87	215,500	261,300	296,000	322,800	
	88	216,200	261,700	296,600	323,200	
	89	216,800	261,900	297,000	323,500	
	90	217,400	262,300	297,500	323,900	

91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	
117	231,000	270,800	309,000	
118	231,400	271,100	309,400	
119	231,800	271,400	309,800	
120	232,200	271,700	310,200	
121	232,600	271,900	310,500	
122		272,200	310,900	
123		272,500	311,300	
124		272,800	311,700	
125		272,900	311,900	
126		273,200	312,300	
127		273,500	312,700	
128		273,800	313,100	

	129		273,900	313,300		
	130		274,200	313,700		
	131		274,500	314,100		
	132		274,800	314,500		
	133		274,900	314,700		
	134		275,200			
	135		275,500			
	136		275,800			
	137		275,900			
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

**訓 令 甲**

●金沢市訓令甲第8号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年11月30日

金沢市長 山 出 保

第5条第3号中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改める。

**公 営 企 業 管 理 規 程**

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第8号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 第1項に規定する職を占める職員で、行政職給料表の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの（以下「特定職員」という。）が、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後に支給する管理職手当の月額を、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第7条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 第18条の規定によりその例によることとされる一般職の給与と条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第13条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与

額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する管理者が定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する管理者が定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成22年公営企業管理規程第8号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年11月30日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第9号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（昭和19年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「のほか、当該」を「(企業職員の給与に関する規程第4条第3項の規定による管理職手当が支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。)にあつては、同項の規定による管理職手当)のほか、新規程第4条第2項の規定による」に、「(その)」を「(減額支給対象職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの)」に改める。

附則第3項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

平成22年(2010年)11月30日	印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)11月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地